

発生年	23	業種	建設業	事故の型	墜落、転落	起因物	足場
発生状況	橋梁新設工事において、橋桁歩道部の補修工事を吊り足場上で行っていたところ、足場部材の縦単管が脱落し、被災者が約8m下の河川敷に墜落したものと推定される。						
原 因	<ul style="list-style-type: none"> ●強風下に設置されていた吊り足場の作業開始前の点検(直交クランプの締め付け状況)が的確に実施されていなかったこと。 ●吊り単管の抜け止め措置がない、作業床の最大積載荷重が定めていない、吊り足場の揺れが発生する等の構造的に問題のある吊り足場を使用したこと。 ●安全帯の使用がされていなかったこと。 		対策	<ul style="list-style-type: none"> ○吊り足場の作業開始前の点検を確實に実施すること。 ○吊り足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重を決定し、吊り足場の構造は揺れが発生しない、吊り単管が緊結金具から抜けないものとすること。 ○墜落の恐れのある箇所では、安全帯の使用を徹底すること。 			

